

新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏
における公の施設の相互利用に関する
協定書



令和7年4月1日

新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏における公の施設の相互利用に関する協定書

新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏を構成する新発田市、胎内市及び聖籠町（以下「構成市町」という。）は、それぞれの住民が構成市町内の他の市町で設置した公の施設を利用すること（以下「相互利用」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づく協議の上、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、スポーツ・レクリエーション施設及び会館・文化教養施設等の相互利用を平成28年10月5日付けで締結した「新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏の形成に関する協定書」に基づく取組として実施することにより、圏域全体の活性化を図り、魅力ある定住自立圏を形成することを目的とする。

（相互利用施設の範囲）

第2条 この協定により相互利用をすることのできる公の施設（以下「相互利用施設」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（相互利用の対象者）

第3条 相互利用をすることができるもの（以下「対象者」という。）は、構成市町に住所を有する個人及び構成市町に所在地を有する団体とする。

（利用条件）

第4条 構成市町は、対象者が相互利用をする場合においては、相互利用施設を設置する市町が定める当該相互利用施設に関する条例、規則その他の規程（使用料等の減額又は免除に関する事項を除く。）を適用するものとする。

2 対象者が相互利用施設を利用する際の使用料等は、当該相互利用施設を設置する市町の住民又は団体と同額とする。

（利用の調整）

第5条 構成市町の登録団体等が当該市町の設置する相互利用施設を利用する場合においては、構成市町ごとに利用調整を行うことができる。

（経費の負担）

第6条 相互利用施設の運営等の経費については、施設を管理する施設設置市町の負担とする。

（変更手続）

第7条 この協定の変更は、構成市町が協議の上、行うものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は、令和7年4月1日から効力を生じるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、構成市町の長が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、新発田市、胎内市及び聖籠町がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

新発田市 長

二階堂

馨



胎内市 長

井畑

明彦



聖籠町 長

西脇

道夫



別表（第2条関係）

相互利用施設

【スポーツ・レクリエーション施設】

市町名	施設名
新発田市	新発田市カルチャーセンター 新発田市民プール 新発田市五十公野公園陸上競技場 新発田市五十公野公園野外体育施設サン・スポーツランドしばたテニスコート 新発田市五十公野公園野外体育施設サン・スポーツランドしばた多目的グラウンド 新発田市五十公野公園野球場 新発田市五十公野公園テニスコート 新発田市五十公野公園ゲートボール場 新発田市五十公野公園屋内体育施設サン・ビレッジしばた 新発田中央公園テニスコート 新発田中央公園人工芝グラウンド 新発田市五十公野レクリエーションセンター 新発田市中井体育館 新発田市弓道場 新発田市松浦屋内多目的運動場 新発田市豊浦体育センター 新発田市豊浦総合運動施設テニスコート 新発田市豊浦総合運動施設多目的グラウンド 新発田市豊浦総合運動施設キャンプ場 新発田市真木山中央公園多目的練習場 新発田市真木山中央公園野球場 新発田市真木山中央公園ゲートボール場 新発田市五ヶ字運動広場 新発田市加治川地区体育館 新発田市加治川地区屋外運動場 新発田市大天城公園野球場 新発田市大天城公園テニスコート 新発田市大島体育館
胎内市	胎内市総合体育館 サンビレッジ中条 総合グラウンド野球場 総合グラウンド陸上競技場 国際交流公園テニスコート 黒川山村広場（胎内球場）

聖籠町	聖籠町藤寄体育館 聖籠町総合体育館 聖籠町民会館前テニスコート 聖籠町聖籠野球場 聖籠町亀代地区多目的屋内運動場 聖籠町蓮野地区多目的屋内運動場 聖籠町山倉地区多目的屋内運動場
-----	--

【会館・文化教養施設】

市町名	施設名
新発田市	新発田市民文化会館 新発田市生涯学習センター 新発田市豊浦地区公民館 新発田市紫雲寺地区公民館 新発田市加治川地区公民館
胎内市	産業文化会館 築地農村環境改善センター
聖籠町	聖籠町文化会館 聖籠町公民館 聖籠町藤寄地区公民館 聖籠町公民館第一分館 聖籠町亀代地区公民館 聖籠町青少年交流センター

【その他施設】

市町名	施設名
新発田市	新発田駅前複合施設（こどもセンター一時預かりを除く） 新発田市高齢者福祉センター金蘭荘 新発田市青少年宿泊施設 新発田市健康プラザしうんじ
胎内市	福祉交流センター有楽荘